

令和 6 年

上砂川町議会会議録

第3回定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和6年第3回定例会

第 1 号（9月11日）

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
小澤一文の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告（6・7月分）	6
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	6
報告第 3号 専決処分報告について「令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）」 （承認）	7
同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（同意）	9
同意第 3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（同意）	10
同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	10
議案第25号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	11
議案第26号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）	12
議案第27号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）	15
議案第28号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）	16
認定第 1号 令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	17
認定第 2号 令和5年度上砂川町水道事業会計決算認定について	17
決算特別委員会設置及び付託について	19
報告第 4号 令和5年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について（報告済）	20
休会について	21
散会の宣告	21

第 2 号 (9月12日)

議事日程	24
会議録署名議員	24
開議の宣告	25
会議録署名議員指名について	25
一般質問	25
石田浩二	25
健康推進課長 林 孔美	26
小澤一文	27
健康推進課長 林 孔美	28
福祉課長 戸田晋一	29
笹木笑子	30
教育次長 齊藤修実	30
教育長 飯山重信	31
議案第25号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について(原案可決)	31
議案第26号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)(原案可決)	31
議案第27号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)(原案可決)	31
議案第28号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算(第2号)(原案可決)	31
調査第3号 所管事務調査について(許可)	33
派遣第2号 議員派遣承認について(承認)	33
追加日程について	34
意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針(改訂版)」を見直しすべての 子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(原案可決)	34
意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(原案可決)	36
意見書案第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書(原 案可決)	38
閉会の宣告	40

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.11	9.12
1	石 田 浩 二	○	○
2	藏 根 高 史	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○
4	小 澤 一 文	○	○
5	越 前 等	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○
7	吉 川 洋	○	○
8	高 橋 成 和	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.11	9.12
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○	○
建 設 環 境 課 長	内 野 博 之	○	○
建 設 環 境 課 技 師 長	鈴 木 健 一	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
会 計 管 理 者	佐 藤 利 哉	○	○
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○	○
医 療 保 険 担 当 課 長	沼 明 仁	○	○
健 康 推 進 課 長	林 孔 美	○	○
教 育 次 長	齊 藤 修 実	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.11	9.12
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○	○

令和 6 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 1 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 5 7 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
9 月 1 1 日～9 月 1 2 日
2 日間
- 第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（小澤議員）
3) 例月出納検査結果報告（6・7 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 3 号 専決処分報告について「令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）」
- 第 7 同意第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- ※ 同意第 2 号～第 4 号は、即決とする。
- 第 1 0 議案第 2 5 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 1 1 議案第 2 6 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 2 議案第 2 7 号 令和 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 2 8 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- ※ 議案第 2 5 号～第 2 8 号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第 1 4 認定第 1 号 令和 5 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 1 5 認定第 2 号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
- ※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明までとする。
- 第 1 6 決算特別委員会設置及び付託について
- 第 1 7 報告第 4 号 令和 5 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

○会議録署名議員

5番 越 前 等 6番 伊 藤 充 章

◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和6年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、越前議員、6番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願います。

◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月12日までの2日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次、日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。小澤議員。

○4番（小澤一文） 令和6年空知中部広域連合議会第2回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年8月27日火曜日午前10時。

場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室です。

議件といたしましては、議案第1号 令和6年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第

1号)の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 令和6年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第2号)、議案第3号 令和6年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第1号)、議案第4号 令和6年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第1号)、議案第5号 令和6年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第1号)、議案第6号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について、認定第1号 令和5年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり承認、可決、認定されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6月、7月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長(高橋成和) 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長(奥山光一) 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和6年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長(高橋成和) 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長(高橋成和) 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長(飯山重信) 教育行政報告申し上げます。

令和6年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただきます。報告書のとおりでございますが、全国学力・学習状況調査の結果につきましてご報告申し上げます。

資料ナンバー1を併せてご参照願ひます。全国学力テストにつきましては、本年度は4月18日に小学校6年生を対象に国語、算数の2教科、中学校は3年生を対象に国語、数学の2教科で実施されました。

本町の調査結果につきましては、昨年度の調査においては小学校、中学校ともに全教科で

全国、全道平均を下回る厳しい結果となりました。本年度は、全国、全道平均を下回りましたが、小学校で国語、算数、中学校では国語が全国、全道平均との差が小さくなり、改善傾向が見られました。今回のテストでは、小学校の国語において自分の考えを伝えるための書き表し方などに、算数においては必要なデータを取り出し、分類、整理することなどに課題がありました。中学校の国語においては、必要な情報を取り出すことや表現の効果を考えることなどに、数学においては等式を目的に応じて変形することなどに課題が見受けられました。

また、学力テストに併せ実施された児童生徒の生活実態を把握するアンケート調査において、ふだん1日当たりどのくらい家で勉強するのかとの問いに、小学校では1時間以上とすると答えた児童の割合は全国平均54.6%に対し、当町では75.0%であり、中学校では全国平均64.3%に対し、当町では55.5%と低い割合となっております。

教育委員会としては、各学校長に対し、テストの結果の分析を行い、教科担当や担任の教員だけに任せるのではなく、さらなる学力向上に向け学校全体で指導方法や授業改善を行いながら課題点を補うよう指示をし、併せて公設学習塾やタブレット端末を活用した学習の促進を図ってまいります。また、家では十分な睡眠時間を確保せずに、スマホやゲームをする傾向が過去から見受けられていることから、脳の発達にも悪影響を及ぼしている点は明らかであり、学力の定着はもとより、健康面でも心配されることから、家庭での生活指導が大変重要だと考えますので、改めて規則正しい生活の習慣化を図られるよう努めてまいります。人工知能が急速に発達し、大きく社会が変わろうとする中、将来ふるさとを担う子供たちに答えのない課題を見つけ出し、どのように克服していくのかを他者と協働しながら判断し、行動できるよう当事者意識と実行力がしっかり身につくよう外部の力も借りながら、自ら学ぼうとする力の向上と自立する力の育成を図ることも併せて努めてまいりますこと申し上げ、教育長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、報告第3号 専決処分報告について「令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書1ページをお開き願います。ただいま上程されました報告第3号 専決処分報告について「令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）」について専決理由を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

専決理由といたしましては、公共施設等の熱中症対策の経費について補正すること。

それでは、報告第3号、予算書本文を御覧願います。報告第3号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,670万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年7月1日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、報告第3号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、19款繰越金250万円の追加で、6,579万2,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が250万円の追加で、31億7,670万円となります。

2、歳出、2 款総務費250万円の追加で、4 億8,222万1,000円となります。

1 項総務管理費250万円の追加で、3 億7,220万8,000円となります。

歳出合計が250万円の追加で、31億7,670万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。3、歳出、2 款1 項5 目財産管理費250万円の追加は、福祉医療センター等公共施設における熱中症対策経費を計上したもので、10節需用費130万円の追加は網戸等の修繕料の計上で、17節備品購入費120万円の追加はスポットエアコン等の購入経費の計上であります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、19款1 項1 目繰越金250万円の追加は、前年度繰越金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第3号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 専決処分報告について「令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）」は、承認することに決定いたしました。

◎同意第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書2ページでございます。ただいま上程されました同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたします。

提案理由といたしましては、現委員、坂本充生氏が令和6年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、XXXXXXXXXX。氏名、坂本充生。生年月日、XXXXXXXXXX。職業、XXXXXXXXXX。備考、任期4年。

本件は人事案件でございますので、全議員のご同意をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎同意第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書3ページでございます。ただいま上程されました同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたします。

提案理由といたしましては、現教育委員、長田和子氏が令和6年9月30日で任期満了となるに伴い、後任に富田純子氏を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、[REDACTED]。氏名、富田純子。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期4年。

本件は人事案件でございますので、全議員のご同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件につきましても人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎同意第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書4ページでございます。ただいま上程されました同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたします。

提案理由といたしましては、現委員、東海一男氏が令和6年11月7日で任期満了となるに

に伴い、後任に齋藤琢也氏を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、XXXXXXXXXX。氏名、齋藤琢也。生年月日、XXXXXX
XXXXXXXXXX。職業、XXXXXXXXXX。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全議員のご同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件につきましても人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第25号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、議案第25号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書5ページ、6ページでございます。ただいま上程されました議案第25号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由を申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は医療保険担当課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼 明仁） それでは、ご指示により、議案第25号について内容の説明をいたします。

この議案は、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく北海道後期高齢者医療広域連

合規約の変更に関するものでございます。

変更の内容でございますが、昨年12月27日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によりマイナンバーカードと被保険者証が一体化され、現行の被保険者証は本年12月2日以降発行されなくなります。これに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約において被保険者証等の用語を使用している場合には、当該規約の改正が必要となるものであります。このたびの規約の変更は、北海道後期高齢者医療広域連合を構成する全ての市町村議会において議決した後、北海道知事の許可を得るものであります。

なお、規約本文の変更箇所につきましては、資料ナンバー2の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように改める。

第4条を次のように改める

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づき命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

附則

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第26号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第26号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第26号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億760万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月11日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第26号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款国庫支出金199万2,000円の追加で、2億7,228万9,000円となります。

1 項国庫負担金197万円の追加で、1億5,230万7,000円となります。

2 項国庫補助金2万2,000円の追加で、1億1,925万6,000円となります。

15款道支出金59万7,000円の追加で、1億914万3,000円となります。

1 項道負担金57万5,000円の追加で、9,898万6,000円となります。

2 項道補助金2万2,000円の追加で、695万2,000円となります。

18款繰入金1億1,080万円の追加で、2億390万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金1,751万1,000円の追加で、8,330万3,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が1億3,090万円の追加で、33億760万円となります。

2、歳出、2款総務費1,361万1,000円の追加で、4億9,583万2,000円となります。

1 項総務管理費1,361万1,000円の追加で、3億8,581万9,000円となります。

3 款民生費146万2,000円の追加で、7億1,869万4,000円となります。

2 項児童福祉費146万2,000円の追加で、6,558万1,000円となります。

4 款衛生費204万5,000円の追加で、1億8,029万1,000円となります。

1 項保健衛生費204万5,000円の追加で、9,521万7,000円となります。

6 款農林水産業費15万円の追加で、334万5,000円となります。

1 項林業費、同額であります。

7 款商工費1億1,080万円の追加で、1億9,264万5,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費197万3,000円の追加で、3億6,731万3,000円となります。

1 項土木管理費24万6,000円の追加で、1億389万3,000円となります。

2 項道路橋りょう費172万7,000円の追加で、1億4,885万3,000円となります。

10款教育費85万9,000円の追加で、1億7,481万9,000円となります。

3 項中学校費85万9,000円の追加で、5,173万円となります。

歳出合計が1億3,090万円の追加で、33億760万円となります。

事項別明細書、7ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項5目財産管理費729万9,000円の追加は、10節需用費349万9,000円の追加は福祉医療センター消防設備修繕費と一般修繕費の計上で、17節備品購入費380万円の追加は心電図、骨密度測定器の購入経費の計上であります。

9目諸費631万2,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン補助金等国・道支出金の精算返還金の計上であります。

3款2項2目認定こども園等複合施設費146万2,000円の追加は、12節委託料6万6,000円の追加、18節負担金、補助及び交付金139万6,000円の追加はいずれも天使幼稚園に通園する町民が2名増えたことによるものであります。

4款1項1目保健衛生総務費170万円の追加は、水道事業会計繰出金の追加で、3目環境衛生費34万5,000円の追加は下鴨共同浴場の水位管理系陶管とさわやかトイレ屋外配管の修繕料の計上であります。

6款1項1目林業振興費15万円の追加は、猟友会への活動費の計上であります。

7款1項2目企業開発費1億1,080万円の追加は、マイクログラス社が新たにレーザー研磨機を導入するため工場を増設したことから、限度額の1億円を助成し、取付け道路と電気施設の増強分として1,080万円助成するものであります。

8款1項1目土木総務費24万6,000円の追加は、下水道事業会計繰出金の追加で、2項1目道路維持費172万7,000円の追加は、東鴨急傾斜地工事に係る登記委託業務の計上であります。

10款3項1目学校管理費85万9,000円の追加は、中学校体育館放送設備音響セット購入経費の計上であります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、14款1項1目民生費補助金197万円の追加で1億5,230万7,000円となります。1節社会福祉負担金144万3,000円の追加は令和5年度分障害者自立支援費の追加交付の計上で、3節児童福祉費負担金52万7,000円の追加は民生費に計上した施設型給付費の国庫負担金の計上であります。

2項2目民生費補助金2万2,000円の追加は、民生費に計上した一時預かり事業の国庫補助金の計上であります。

15款1項1目民生費負担金57万5,000円の追加で8,235万円となります。1節社会福祉費負担金14万円の追加は令和5年度分障害者自立支援費の追加交付の計上で、3節児童福祉費負担金43万5,000円の追加は、施設型給付費の道負担金の計上であります。

2項2目民生費補助金2万2,000円の追加は、一時預かり事業の道補助金の計上であります。

18款1項1目基金繰入金1億1,080万円の追加は産業振興基金を歳出同額繰入れするもので、19款1項1目繰越金1,751万1,000円の追加は前年度繰越金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第27号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、議案第27号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第27号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款水道事業収益、既決予定額1億2,525万8,000円、補正予定額170万円の追加、計1億2,695万8,000円。

第2項営業外収益、4,673万4,000円、170万円の追加、4,843万4,000円。

支出、第1款水道事業費用、1億2,525万8,000円、170万円の追加、1億2,695万8,000円。

第1項営業費用、1億1,791万8,000円、170万円の追加、1億1,961万8,000円。

次ページでございます。

（他会計からの補助金）

第3条 予算第8条に定めた水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「4,769万2,000円」を「4,939万2,000円」に改める。

令和6年9月11日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第27号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益170万円の追加で、1億2,695万8,000円となります。

2項営業外収益170万円の追加で、4,843万4,000円となります。

2目他会計補助金170万円の追加で、4,843万1,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用170万円の追加で、1億2,695万8,000円となります。

1項営業費用170万円の追加で、1億1,961万8,000円となります。

1目原水及び浄水費19万円の追加で、2,434万1,000円となります。

2目配水及び給水費151万円の追加で、1,139万7,000円となります。

事項別明細書4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費19万円の追加は本年7月に苫小牧市安平川で有機フッ素化合物が検出されたため、北海道から水源の水質検査を求められたことから、水質検査手数料を計上するもので、2目配水及び給水費151万円の追加は減圧弁の修繕料の計上であります。

次に、収益的収入であります。収益的収入、1款2項2目他会計補助金170万円の追加は、一般会計補助金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第28号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、議案第28号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第28号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款下水道事業収益、既決予定額1億1,340万3,000円、補正予定額24万6,000円の追加、計1億1,364万9,000円。

第2項営業外収益、8,456万2,000円、24万6,000円の追加、8,480万8,000円。

支出、第1款下水道事業費用、1億1,340万3,000円、24万6,000円の追加、1億1,364万9,000円。

第3項特別損失、303万円、24万6,000円の追加、327万6,000円。

次ページでございます。

（特例的収入及び支出）

第3条 予算第4条の2に定めた未収金及び未払金の金額「360万円及び300万円」を「384万7,000円及び300万9,000円」に改める。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第8条に定めた下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受けると金額「4,458万9,000円」を「4,483万5,000円」に改める。

令和6年9月11日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第28号について内容の説明をいたします。

3 ページであります。令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画。収益的収入及び支出、収益的収入、1 款下水道事業収益24万6,000円の追加で、1 億1,364万9,000円となります。

2 項営業外収益24万6,000円の追加で、8,480万8,000円となります。

2 目他会計補助金、24万6,000円の追加で、4,355万7,000円となります。

収益的支出、1 款下水道事業費用24万6,000円の追加で、1 億1,364万9,000円となります。

3 項特別損失24万6,000円の追加で、327万6,000円となります。

1 目その他特別損失、同額であります。

事項別明細書、収益的支出でございます。収益的支出、1 款3 項1 目その他特別損失24万6,000円の追加は、前年度消費税の確定精査であります。

次に、収益的収入であります。収益的収入、1 款2 項2 目他会計補助金24万6,000円の追加は、一般会計補助金を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、認定第1号及び日程第15、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、認定第1号 令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第15、認定第2号 令和5年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書7ページでございます。ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案理由を申し上げます。

初めに、認定第1号 令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員

の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

続きまして、8ページでございます。認定第2号 令和5年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

令和5年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております令和5年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページ目をお開き願います。令和5年度上砂川町各会計決算につきまして、一般会計予算は、第7期総合計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成により、予算額は33億3,670万円となったものであります。予算額に対する執行状況は、歳入では33億2,023万6,000円で99.5%の収入率、歳出は32億3,416万円で96.9%の執行率となっております。令和5年度も特別職のPersonnel費につきまして町長20%、副町長、教育長10%の削減を継続したところがあります。積立金、基金につきましては、民間家賃住宅建設費補助金や観光振興助成金等に1億4,840万円を取り崩しましたが、地域振興基金や教育施設整備基金等へ7,412万7,000円を積み立てたことから、令和5年度末基金残高は19億9,994万1,000円となったところがあります。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきまして、令和4年度では臨時財政対策債を含め86.3%でしたが、経常的一般財源に係る物件費、補助費が増加したことにより令和5年度では0.1ポイント増の86.4%となりました。財政力指数につきましては、過去3か年間平均で10.7%と自主財源の割合が低く、地方交付税などに大きく依存している状況であり、依然として厳しい財政状況となっております。

財政健全化判断比率につきましては、この後日程第17の報告第4号にて説明をさせていただきます。

次ページへ参ります。各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、令和5年度決算におきましても赤字の特別

会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算につきまして、一般会計では、歳入が33億2,023万6,000円、歳出で32億3,416万円となり、差引き8,607万6,000円となりました。特別会計であります、4特別会計合計で歳入が5億6,583万8,000円、歳出で5億6,229万6,000円となり、差引き354万2,000円となりました。全会計の合計で38億8,607万4,000円の収入に対し、37億9,645万6,000円の歳出で、差引き8,961万8,000円となったところであります。

3ページ、4ページは各会計決算の内容をまとめておりますので、後ほど御覧願います。

詳細につきましては、この後設置されます決算特別委員会におきまして各担当より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 次、日程第16、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 令和5年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 令和5年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります伊藤議員を除く全議員を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には笹木議員、副委員長には越前議員を指名いたします。

お諮りいたします。決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、ご参照願います。

◎報告第4号

○議長（高橋成和） 次、日程第17、報告第4号 令和5年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書9ページでございます。ただいま上程されました報告第4号 令和5年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和5年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告する。

令和6年9月11日、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示により、報告第4号について内容の説明をいたします。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をするものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計での実質収支は8,607万6,000円の黒字決算となっておりますことから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率についてですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、こちらについてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費に係る償還金の増によりまして前年度より0.1ポイント減の5.5%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、交付税措置のある公債費の償還により基準財政需要額が減少したことによりまして前年度より0.3ポイント増の22.9%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計と水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準値以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減少を想定しながら、引き続きこれら比率に注視し、財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明をさせていただきましたが、このたびの報告は今後国や北海道との協議により比率が変更となる場合もありますため暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましても昨年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬に暫定値の公表を、11月下旬から12月上旬に確定値の公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。1、財政健全化判断比率、暫定値。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、5.5、22.90。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率、暫定値。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第4号 令和5年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日12日午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(散会 午前10時57分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章

令和 6 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 1 2 日（木曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 1 時 0 1 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 一般質問

第 3 議案第 2 5 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第 4 議案第 2 6 号 令和 6 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）

第 5 議案第 2 7 号 令和 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 6 議案第 2 8 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

※ 議案第 2 5 号～第 2 8 号は、質疑・討論・採決とする。

第 7 調査第 3 号 所管事務調査について

第 8 派遣第 2 号 議員派遣承認について

（追加日程）

第 9 意見書案第 5 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改訂版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

第 1 0 意見書案第 6 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

第 1 1 意見書案第 7 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

○会議録署名議員

5 番 越 前 等 6 番 伊 藤 充 章

◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和6年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、越前議員、6番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（高橋成和） 次、日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 石 田 浩 二 議 員

○議長（高橋成和） 1番、石田議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（石田浩二） 悪天候や日照時間が短い時期における児童館の利用促進と居場所づくりについてお伺いいたします。

これから秋が深まり、悪天候が続き、日照時間が短くなる季節が訪れようとしています。このような時期になると、地域の子供たちが屋外で自由に遊ぶことが難しくなり、子供たちの活動の場が大幅に制限されることが懸念されます。特に豪雪地帯に位置する我が町においては、冬期には積雪が厚くなり、子供たちが伸び伸びと屋外で遊ぶ機会がさらに限られてしまいます。このような状況下では、子供たちが安全かつ安心して過ごせる室内の活動場所の提供が必要不可欠であり、児童館の役割がこれまで以上に重要となります。そのため、児童館は子供たちが創造性を育み、友人との交流を深め、心身を健やかに成長させるための大切な場です。また、保護者にとっても指導員や保育士が常駐していることで安心して子供を預けられる貴重な施設です。町としては、こうした児童館の役割をさらに強化し、利用促進を図るための積極的な施策が必要だと考えます。さらに、季節に応じた活動を通じて子供たちの成長を支えることは非常に意義深いことです。夏期には虫取り網を使った自然と触れ合う活動が既に行われており、子供たちが自然の中で学びと遊びを楽しんでいます。また、冬期には除雪した雪を利用して雪山をつくり、その場でそり滑りができるような新たなイ

イベントを実施することができます。こうした四季折々の活動を通じて児童館の役割をさらに充実させ、町全体で子育て支援の充実を図ることが求められます。また、指導員が町外の児童館で行った研修や視察の結果、児童館の運営に非常によい効果をもたらされています。研修で得た知見を生かすことで以前よりもさらによい雰囲気が生まれ、子供たちや保護者にとってより快適で魅力的な環境が整いました。こうしたポジティブな変化は、児童館の利用促進にも大きく寄与しています。

それに加えて、日々の児童の様子などをコドモンで配信し、コドモンでの情報発信を見逃した保護者に対してもラインを通じて再度同様の情報を配信することで情報が確実に届き、利用促進につながるすることができます。ラインを活用した情報発信の強化についても重要だと考えます。特に定期的に児童館を利用しませんかといった誘導的なメッセージを配信することで児童館の利用を促進することが期待されます。こうしたメッセージには、児童館で行われている最新の活動や今後のイベント情報、季節ごとの特別プログラムの案内など含めることで保護者の関心を引き、児童館の利用を積極的に促す効果が高まると考えます。それぞれのメッセージ配信頻度を工夫し、利用者に負担をかけず、かつ効果的なタイミングで情報を提供することで児童館の魅力を一層引き出すことができると考えられます。

このような取組を効果的に進めるためには、児童館の利用状況や保護者のニーズを正確に把握することが重要です。そのため、児童館の利用促進を進めるためには保護者や児童を対象としたアンケート調査の実施が不可欠です。このアンケート調査を通じて児童館の利用状況やニーズ、保護者や児童が抱えている要望や課題を具体的に把握することができます。例えば児童館の現行プログラムに対する評価、さらなるサービス改善に対する期待、利用頻度や理由、今後の活動に関する希望など様々な視点から意見を集めることが重要です。こうしたデータを基に児童館の運営方針を見直し、より多くの子供たちと保護者が安心して利用できる環境を整備することが求められます。また、アンケート結果を町全体の子育て支援政策にも反映させることで児童館だけではなく、町全体で子育ての環境の改善を図ることが可能です。そして、アンケート調査の結果については、コドモンを通じて保護者に公開し、透明性を持たせることで町としての対応に対する信頼を高めることができます。公開された結果を基に保護者と連携しながらより効果的な施策を進めていくことで、児童館の利用促進を図ることが期待されていると思われまます。

それでは、町としてアンケート調査の早期実行についてどのようなお考えかお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの1番、石田議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） 1番、石田議員のご質問、悪天候や日照時間が短い時期における児童館の利用促進と居場所づくりについてお答えいたします。

上砂川町の児童館は、児童の自主性、社会性、創造性を育むことを目的に平成31年4月に小学校から近い場所にある認定こども園ふたばに併設されました。保護者のニーズに応え、

放課後児童クラブの機能を持たせたことから、保育教諭に児童の安全、主体性や社会性を育むサポートをする放課後児童支援員の専門資格を取得させております。現在の児童館の利用状況は、全児童が曜日に関係なく来館できるようになった令和5年度と比較すると、8月までの実績ですが、572人に対し1,253人と利用人数は伸びております。情報発信につきましては、児童館の様子をコドモンで月に1度配信しておりますが、議員ご指摘のとおり、小学校との連携や町公式ラインを活用し、情報発信の強化を行うことで町民に開かれた児童館運営につながると考え、今後検討してまいります。運営につきましては、主任保育教諭を児童館担当にし、月に1回児童厚生員、担当保育教諭、園長で来館する児童の様子や運営についてミーティングを実施し、児童への接し方については中央小学校の教頭先生からアドバイスをいただくなど、小学校と連携を図っております。また、活動や児童厚生員の児童への対応については、近隣の放課後児童クラブを視察に行くなど、天候や季節にかかわらず児童が楽しく、安心して過ごすことができ、保護者との信頼関係を築き、安心して預けることができるよう都度改善を行っているところでございます。

議員ご質問の保護者や児童を対象にしたアンケートの早期実施でございますが、保護者のみでなく、児童からも取ることで両者のニーズ、課題を把握できるため、有効と考えますが、7月に第3期子ども・子育て支援事業計画のアンケートを実施しておりますので、素案の段階でアンケート結果を公表し、計画に反映する中で児童館の利用促進についてニーズに沿った運営の改善を行い、保護者や児童を対象にしたアンケートの実施時期につきましては今後検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（石田浩二） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小 澤 一 文 議 員

○議長（高橋成和） 次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 通告に従いまして、加齢性難聴の予防と対策について2件質問いたします。

1件目、ヒアリングフレイルの予防について質問いたします。ヒアリングフレイルとは、耳の虚弱、聞き取る機能の衰えを示しています。加齢に伴って聴覚機能が衰え、音を聞き取りにくくなる耳のフレイルは、放置しておく健康や生活に影響を与えます。人とのコミュニケーションが減り、鬱などのメンタル疾患や社会的孤立を招くおそれがあり、認知症のリスクとして最も高い要因の一つとされています。この加齢性難聴は、早期に見つけて、適切な支援につなげることが大切とされています。東京都豊島区では、65歳以上を対象にヒアリングフレイルチェックを無料で実施しています。民間企業が開発したアプリを使い、タブレット端末を操作し、簡易的なチェックを行います。区の担当者によると、23年度においてチェックを受けた人の3割が聞こえに課題があり、必要に応じて医療機関での受診を勧める

取組をしています。また、補聴器の購入費助成を実施しており、高齢者が難聴に早期に気づき、そして適切な支援につながる取組を展開しています。このヒアリングフレイルチェックは、耳のフレイルの予防と対策の推進に有効と考えます。そして、町民の健康寿命延伸の観点からも取組を進めていく必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

2件目、相談窓口で軟骨電動イヤホン導入についてお伺いいたします。軟骨電動イヤホンは、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝えます。軽く耳に当てるだけで利用ができるため、頭蓋骨を振動させて音を伝える骨伝導と比べて装着時の痛みが少なく、耳穴を塞ぐことなく清潔、音漏れも少ない、また左右のイヤホンの音量調整ができ、片耳だけでも使用が可能という利点があります。一般社団法人日本補聴器工業会の調査によると、難聴者は全国で約1,300万人おり、高齢化に伴いさらに増えると見込んでいます。また、同調査で補聴器所有率が難聴者の約15%余りとしています。今日、コロナ禍によるマスクの着用等によって話が聞き取りづらい、また大きな声での会話が敬遠されるなど、難聴者にとっては会話や情報の取得に多くの困難があります。一方、高齢化による難聴者の増加に伴って対面による窓口でのコミュニケーションが難しい場面が増えていることから、その対応策として軟骨電動イヤホンを導入する自治体や金融機関、医療機関等が徐々に増えています。価格は1台約2万円と安価であり、取り扱いやすいことから、広く導入が進んでいるようです。本町においても軟骨電動イヤホンの導入を進めて、安心、そして円滑な窓口業務を推進し、行政サービスの質的向上に役立ててはいかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） 4番、小澤議員の1件のご質問、ヒアリングフレイルの予防についてお答えいたします。

フレイルとは加齢により心身の運動機能や認知機能が低下した状態のことであり、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。しかし、早期に介入し、対策を行えば元の健康な状態に戻る可能性があります。フレイルには筋力低下、低栄養等の身体的フレイル、孤独、閉じ籠もり等の社会的フレイル、認知機能の低下や抑鬱等の精神的フレイル、口腔機能の低下のオーラルフレイルがあり、町民が住み慣れた地域で自分らしく生活するため、介護予防事業や後期高齢者健診において対策を行っているところでございます。

議員ご指摘のヒアリングフレイルは、2018年に示された概念で、耳の虚弱を意味し、加齢に伴う聴覚機能の低下により社会的フレイルや精神的フレイルにつながり、健康寿命の延伸にも影響すると考えられます。加齢による聴覚機能の低下は徐々に低下していくため、進行しないと気づきにくいという特徴があります。担当課といたしましては、各地区の通いの場で実施している百歳体操の参加者に対し令和7年2月頃をめどに試行的に加齢性難聴の健康教育、聴力低下を早期に把握するチェックリストを実施し、その結果受診が必要な方に受診勧奨を行い、勧奨後3から6か月の間に受診の確認を行う事業の準備を進めており、事

業評価し、本格施行について検討いたします。引き続き町民が年齢を重ねても健康で安心して暮らすことができることを目的に横断的な事業を展開してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） 次に、戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） 4番、小澤議員の2件目のご質問、相談窓口に軟骨電動イヤホンの導入についてお答えいたします。

町内においては、聴覚に障害を持つ方が13名ほどおり、障害認定までには至っていないものの、日常会話において不自由を感じられている方もいらっしゃるかと推測されますが、本町の役場窓口においては来庁者との会話の障害となりがちなパーティションは撤去していることから、比較的コミュニケーションが取りやすい環境となっており、補聴器をご利用になられている方やご親族などご来庁される方も多くおられます。また、そういった町民の方が来庁された際には、耳元での大きな声での会話や筆談、プライバシー保護が必要となる場合には相談室で対応するなど、来庁者の状態に合わせた対応をしており、町民に不利益な状況にはなっておりません。加えて、本町においては聞き取りに困難を抱える方への窓口対応だけではなく、18歳未満の中度、低度の難聴の町民の方に対し補聴器を購入する際の費用の一部を助成するなど一定の配慮をしているところです。

議員ご質問の軟骨電動イヤホンにつきましては、耳を塞がずに音を聞けることが特徴で、音が空気を介して耳に達する空気電動や音を頭蓋骨を通じて内耳に伝える骨伝導とは異なる、耳の軟骨を使って音が伝わる仕組みによるいわゆる第3の音の伝わり方に係る技術を活用したイヤホンであることは十分認識しております。本町においては、団塊の世代の方々が聴力に不安を持つ年齢に差しかかり、特別な対応が必要な方も増えると予想されますので、今後の町民のニーズや近隣の導入状況を見極めながら役場主要窓口での軟骨電動イヤホンの導入について検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） ただいまの軟骨電動イヤホンの導入について再質問いたします。

本町においても聴覚に障害を持つ方や症状に違いこそあれ、加齢から生じる聞こえに不安を持っている町民は大勢おられると思います。今の答弁から難聴者が窓口に見えられると筆談や大きな声での会話など大変ご苦労されている様子が分かりました。一方、書かない、待たない、回らないとの窓口業務のデジタル化は来庁者からの聞き取りが基本となることから、これまで以上に来庁者とのコミュニケーションが重要になることが想定されます。聞こえに不安を感じている町民が安心して来庁していただける環境づくりというものも大切になると考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の再質問に対し、答弁を求めてまいります。戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） 今の議員のご質問にありましたとおり、デジタル化により窓口で不安を感じる方がいらっしゃることは将来的にも推測されると思いますが、一方デジタル

化、DXの技術の発展につきましては、そういったコミュニケーションの障害を取り除く大きな手段になるとも考えているところでございます。いずれにいたしましても、窓口でのコミュニケーション、あらゆる手段を取りまして、町民の方の不利益にならないよう対応していきたいと考えております。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 次、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） さきの通告に従いまして、中核児童公園の整備についてお伺いいたします。

第7期上砂川町総合計画後期基本計画のあらゆる世代が豊かな心を育む町、2、生涯にわたり学べる環境づくりに記された事業の一つに町内の児童が自宅の近所で遊ぶ各町児童公園とは別に、子供たちがわくわくするような遊具を複数備えた児童公園を整備し、ひいては子育て世代の転入の意欲をかき立てるランドマークとしての中核公園を整備とあります。また、過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度から7年度）にも、大型遊具を備えた中核公園の整備がうたわれています。児童公園整備事業については、令和3年第1回定例会の一般質問で質問した経緯があります。そのときの答弁では、今後財源を見極めながら、また設置場所を含め関係団体と十分協議を重ねながら検討することでした。第7期総合計画も最終年度となりましたので、改めてお伺いいたします。

各町児童公園には遊具が整備されていますが、幼児から小学生低学年対象の遊具のみです。中学生を含む高学年が楽しめる公園と言いはれ難いです。幼児が成長し、ほとんど利用されることのない遊具だけの公園もあります。公園は本来どの世代にとっても楽しめ、くつろげる場所と考えますと、幼児から高齢者までが楽しめる公園があってもよいのではないかと考えます。一案ですが、幼児用の遊具だけではなく、高齢者の多い本町ですので、健康遊具をプラスすることで多世代に対応、幼児から大人までのコミュニケーションの場、居場所としても活用できると考えますが、いかがでしょうか。

遊具施設でのまちおこしで交流人口が増えているまちもありますが、公園遊具で健康づくりを実施している自治体もあります。各世代が利用することで世代間の交流、見守りにもつながっているとのこと。そこで、今後の児童公園も含めた整備についての考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） 3番、笹木議員のご質問、中核児童公園の整備についてお答えいたします。

町内各地域の児童公園につきましては、平成27年度から令和3年度にかけて各町自治会や子供会との協議を行いながら、各地区内の児童公園の集約と老朽化した遊具について更新を行い、現在上砂川町内6地区9か所となっており、毎年春には専門業者による遊具の点検を行うなど、子供たちが安全に遊べるよう維持管理に努めております。

議員ご指摘のとおり、第7期総合計画後期基本計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び過疎地域持続的発展市町村計画において子育て世帯の転入、定住の動機づけとしても大型遊具を備えた中核公園の整備について記載をしておりますが、少子化により12歳以下の子供の数は令和3年3月末の152人から本年3月末では126人まで大きく減少し、また地区によっては子供の数に偏りが見受けられることから、現状の児童公園の利用状況を確認しながら現在の児童公園の再編も必要があるかと考えております。そのような状況にあります。平成30年度と令和4年度に造成しました下鶉分譲団地においては、多くの子育て世帯が住宅を建設しており、また分譲地の中に公園スペースも確保しておりますので、まずはこの地域での公園整備について検討していくこととし、中核児童公園の整備につきましては、先ほども申し述べましたが、子供たちの人口動向や現状の児童公園の利用状況、整備することによる費用対効果や町の財政状況を十分に考慮して今後も検討してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ただいまの答弁の中に、下鶉の分譲住宅のところに公園スペースがということで遊具を設置というふうにお考えとお伺いしました。その遊具の選定、どのような方たちというか、ニーズというか、話し合った上で選定されるのか。また、どういう規模というか、イメージというところをお伺いしたいのですけれども、お願いします。

○議長（高橋成和） ただいまの笹木議員の再質問に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 規模と遊具の種類、地域の方々と協議を行いながら、なるべく、財政的な問題もありますけれども、協議を行いながら意に沿うようにしてあげたらなと今は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号

○議長（高橋成和） 次、日程第3、議案第25号から日程第6、議案第28号までにつきましては既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第25号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第26号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和6年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第27号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和6年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第28号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和6年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第3号

○議長（高橋成和） 日程第7、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（高橋成和） 日程第8、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第5号

○議長（高橋成和） 日程第9、意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改訂版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について議題といたします。

2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改訂版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年9月12日

上砂川町議会議長 高橋成和様

提出議員 藏根高史

賛成議員 越前等

笹木笑子

道教委「これからの高校づくりに関する指針（改訂版）」を
見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を
求める意見書

道教委は、2023年3月に、「これからの高校づくりに関する指針（改訂版）」を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立学校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村（2024年4月現在）となり、この3年間でさらに増加します。

「指針（改定版）」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」と定めたことから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・

身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色ある取り組みにより新入生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
2. すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費補助制度」の5年間の年限を撤廃すること
4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元で学ぶことができる「高校適正配置計画」を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月12日

上砂川町議会議長 高橋 成和

提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改訂版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第6号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について議題といたします。

7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年9月12日

上砂川町議会議長 高橋成和様

提出議員 吉川 洋

賛成議員 伊藤 充章

小澤 一文

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準が上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの

巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 賃金水準の上昇なども加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年度の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
3. 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
4. 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。
また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
5. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の安全な暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。
6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
7. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅や下水道など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
8. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
9. 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
10. 堤防整備、ダム建設・再生、湾岸整備などの対策をより一層加速するため、粘り強い

堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年9月12日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上であります。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第7号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、意見書案第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について議題といたします。

5番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（越前 等） 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年9月12日

上砂川町議会議長 高橋成和 様

提出議員 越前 等

賛成議員 藏根高史

石田浩二

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%ベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実効性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記の要望の実施を強く求めるものです。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
2. すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
3. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

4. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
5. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月12日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和6年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 越 前 等

署 名 議 員 伊 藤 充 章